

報道関係者 各位

令和4年8月2日（火）

【照会先】

埼玉労働局総務部総務課

課長 新井 紀子

総務企画官 川又 裕子

（代表電話） 048（600）6200

## 埼玉労働局職員の新型コロナウイルス感染症への感染について

令和4年7月26日（火）から8月1日（月）において、埼玉労働局職員27名が、新型コロナウイルス感染症に感染していることが判明しました。

（当該職員の所属と感染確認日ごとの内訳）

7月26日（火）7名（埼玉労働局、ハローワーク熊谷、ハローワーク浦和、ハローワーク草加、ハローワーク朝霞、ハローワーク東松山）

7月27日（水）2名（ハローワーク川越、ハローワーク草加）

7月28日（木）1名（ハローワーク川口）

7月29日（金）8名（埼玉労働局、ハローワーク大宮、ハローワーク春日部、ハローワーク朝霞）

7月30日（土）1名（ハローワーク草加）

7月31日（日）3名（ハローワーク川越、ハローワーク春日部、ハローワーク草加）

8月1日（月）5名（埼玉労働局、ハローワーク川口、ハローワーク飯能）

当該27名の職員については、業務において職員及び利用者を含め濃厚接触者はいないと判断しております。

なお、健康に不安のある方におかれましては、念のため、かかりつけ医又は受診・相談センター等までご連絡ください。